

令和5年度
埼玉県職員採用選考
(児童自立支援専門員：第2回)
受 験 案 内

受付期間 令和 5年12月 6日(水) ～ 令和 6年1月10日(水) (当日消印有効)
任命権者選考 令和 6年 1月20日(土)
人事委員会選考 令和 6年 2月10日(土)

- 1 職 種 児童自立支援専門員
- 2 採用予定人員 3人
(欠員の状況等により変更になる場合があります。)
- 3 職務内容 埼玉学園(児童自立支援施設)に勤務し、児童の自立支援に関する業務に従事します。(採用後は、県の人事異動方針に基づき、他の勤務課所へ異動になる場合があります。)
- 4 採用予定日 令和6年4月1日
- 5 受 験 資 格
 - 昭和38年4月2日以降に生まれた人で、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第82条に規定する児童自立支援専門員の任用資格を有する人又は令和6年3月31日までに同任用資格を取得することが見込まれる人。
 - 国籍は不問です。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。
 - なお、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は受験できません(以下はその内容です。)
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・ 埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産宣告を受けている人(心神耗弱を原因とするもの以外)
 - 令和5年度の「埼玉県職員採用選考(児童自立支援専門員)」の募集(受付期間：令和5年8月14日(月)～9月11日(月))に係る任命権者選考(令和5年9月19日(火)実施)を受験していない人。

8 合格から採用まで

- ① 原則として、令和6年4月1日以降の欠員等に応じて採用されます。
ただし、既に児童自立支援専門員の任用資格を有する人は、欠員の状況に応じて、これ以前に採用される場合があります。
- ② 最終合格者のほかに補欠合格者を決定することがあり、補欠合格者は最終合格者の中から採用辞退等があった場合には、採用されることがあります。
補欠合格者については、選考結果の通知に記載してお知らせします。
- ③ 合格発表後、身体検査を実施します。(補欠合格者については、採用される場合に限り、身体検査を実施します。)
- ④ 児童自立支援専門員の任用資格を取得見込みの人は、採用時までには任用資格が取得できない場合は採用されません。

9 給 与

- ① 初任給は、約240,100円(地域手当等を含む。)です。
これは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準による児童自立支援専門員を養成する学校を卒業後、直ちに採用された場合によるものです。
一定の経歴がある場合は、経歴に応じた額が加算されることがあります。
- ② 上記の初任給のほか、支給要件に該当する人は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。
- ③ 上記は、令和5年4月1日現在のものであり、採用時までには給与改定があった場合は、それによります。

10 勤務時間、休暇等

- ① 勤務時間 変則交代勤務制(4週間を平均して1週間につき38時間45分勤務、週休日は4週間について8日)
- ② 休 暇 年間20日の年次有給休暇(ただし、新規採用職員については、採用月により20日以内で別に定められています。)のほか、病気休暇、特別休暇(夏季、結婚、忌引、出産、育児等)等があります。
- ③ 貸付制度 普通貸付、特別貸付、住宅貸付等の制度があります。
- ④ 祝 金 等 結婚祝金、就学祝金等の制度があります。

11 埼玉学園の概要

児童福祉法第44条に規定する児童自立支援施設で、埼玉県が設置・運営している児童福祉施設である。

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童、及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童を入園させ、又は保護者の下から通わせて個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設である。

●所在地 〒362-0012 埼玉県上尾市上尾宿2096

●電話番号 048-771-0056 (代表)

12 問い合わせ先

埼玉県福祉部福祉政策課職員担当 原田、池上

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-3389